

<p>件 名</p>	<p>亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>企画総務部 総務法制室 人事情報室</p>
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）により「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が改正され、平成29年5月30日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>第1条関係</p> <p>亀山市個人情報保護条例の一部改正</p> <p>亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）で引用している番号法第28条が第29条に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。 &lt;第15条関係&gt;</p> <p>第2条関係</p> <p>亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正</p> <p>亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀山市条例第35号）で引用している番号法第19条第9号が第10号に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">&lt;第1条及び第5条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成29年5月30日とします。</p>		

## 亀山市条例第5号

亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

( 亀山市個人情報保護条例の一部改正 )

第1条 亀山市個人情報保護条例(平成17年亀山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

( 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 )

第2条 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年亀山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第9号」を「第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。